

【公表用(意見募集)】

平成29年7月25日改定

第5次上田地域
広域連合広域計画
(素案)

平成29年7月

上田地域広域連合

目 次

1 上田地域の広域行政の推進に関する事	1
2 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	2
3 関係市町村の土地利用計画の調整に関する事	3
4 広域的な観光振興に関する事	4
5 調査研究事業に関する事	5
6 消防に関する事	6
7 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事	8
8 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	9
9 上田地域の情報化に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	10
10 ふるさと基金事業に関する事	11
11 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	12
12 介護相談員派遣事業に関する事	13
13 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	14
14 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事	15
15 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事	16
16 ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	17
17 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事	19
18 斎場の設置、管理及び運営に関する事	21
19 広域計画の期間及び改定に関する事	22

01 上田地域の広域行政の推進に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	高速交通網や情報通信手段の急速な発達や少子高齢化や人口減少により、多様化・高度化する行政課題には、広域行政で対応するのが効率的な場合がある。広域連合と定住自立圏構想が連携・協調を図ることによって、それぞれの特徴を活かし、役割を分担しながら、上田地域が一体的に成長発展していくことを目指すため。

経 緯
<p>●上田地域では、昭和46年7月に国の広域市町村圏の指定を受けて、上小地域広域行政事務組合を設立させ、昭和47年に「上小地域広域市町村圏計画」を策定しました。</p> <p>●平成3年4月に一部事務組合の統合による上田地域広域行政事務組合を発足させ、平成10年4月には長野県下で最初となった、広域連合制度による上田地域広域連合を発足しました。</p> <p>●平成21年3月末に、国は「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、新たな広域行政圏施策として「定住自立圏構想推進要綱」を定めました。</p> <p>●平成24年4月からスタートした「定住自立圏構想」は、同じ広域的な取り組みであることから、これまで役割分担による連携・協調に努めてきました。</p> <p>●平成6年に「上小地方拠点都市地域」として県から指定を受け、第2次上小地方拠点都市地域基本計画として、平成19年度から平成28年度までの10年間、主にハード事業を中心とした魅力ある地域づくりに努めてきましたが、近年、定住自立圏構想や地方創生事業などの取り組みが行われており、基本計画の延長及び改定は行わないこととしました。</p> <p>●上田地域が、進む道筋を示す指針として策定した「第二次上小地域ふるさと市町村圏計画」については、平成25年度以降、新たな計画（第三次計画）は策定せず、基本理念や将来像については、今後も継承していくよう、広域計画の中に位置付けました。</p>

現状と課題
<p>●地域を取り巻く社会環境の変化</p> <p>◆ 上信越自動車道の整備、北陸新幹線の開業延伸などにより、交通網の整備が進み、インターネットや※SNSなどの情報通信手段の急速な発展・普及により、地域住民の日常生活や社会活動の範囲は、市町村の枠を越え、広域化しています。</p> <p>◆ 少子高齢化の進行にともなう社会構造の変化や、人口減少による地域活力の低下といった多様化・高度化する行政課題への対応のため、広域行政の必要性が高まっています。</p> <p>●定住自立圏構想との連携・協調</p> <p>◆ 上田市を中心市とした周辺7市町村（東御市・青木村・長和町・坂城町・立科町・嬭恋村）で進めている定住自立圏構想は、広域計画と同様に、広域的な取り組みであることから、それぞれの特徴を活かし、役割分担・調整を図りながら連携協調を行っていく必要があります。</p> <p>※定住自立圏構想・・・国の施策で、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するため、中心市とその周辺市町村が「集約とネットワーク」の考えに立ち、中心市において生活に必要な都市機能を整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより圏域全体の活性化を図るもの。</p> <p>※SNS：ソーシャル・ネットワーキングサービスコンテンツがブログFacebook、Twitter写真や動画。人同士のつながりを電子化するサービス。</p>

今後の方向
<p>1 上小地域ふるさと市町村圏計画等の継承</p> <p>ふるさと市町村圏計画で目指してきた圏域の基本理念や将来像については、上田地域が一体的に成長発展していくための視点として継承し、広域計画に位置付けることとします。</p> <p>2 定住自立圏構想との連携・役割分担</p> <p>広域連合と定住自立圏構想との関係については、どちらも上田地域の発展に必要な広域行政の仕組みであり、今後も役割分担による連携・協調に努めていきます。</p> <p>3 地域の一体的な発展</p> <p>◇ 各地域の自主性と創意工夫を最大限に生かし、広域連合と関係市町村は適切に役割を分担しながら連携を図り、資源循環型施設の建設、地域医療の再生、広域観光振興など、地域が一体となった地域振興に向けた様々な取り組みを進めていきます。</p> <p>◇ 住民・民間団体との協働や、地域の大学等の教育機関との連携を図りながら、活力ある地域づくりを推進します。</p>

施策項目・内容
<p>広域連合と関係市町村は、上田地域の将来像の実現に向け、国・県との連携・協調を図りながら、広域的な振興施策を推進し、地域の一体的な発展を目指します。</p>

02 上田地域広域幹線道路網構想・計画に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	<p>高速道路や新幹線、高規格道路の整備により、首都圏や他地域とのアクセスが向上してきている。地域内道路の利便性向上に向けた整備計画においては、今後もその事業主体となる関係市町村や長野県との連携を継続していく必要があるため。</p> <p>また、今まで推進してきた道路整備計画を関係市町村との連携により今後も管理していく必要があるため。</p>

経 緯
<p>●上信越自動車道をはじめ、北陸新幹線の金沢への延伸など、長野県と首都圏及び地方都市とを結ぶ高速交通基盤は整備されたものの、地域内の生活・流通等の関連道路については、景観や周辺環境などに配慮した上で、より利便性の高いものとなるよう、更なる整備が求められています。</p> <p>●「上田地域30分(サンマル)交通圏」※構想により、地域内の各地から最寄り的高速道インターチェンジや新幹線上田駅までのアクセス道路等の整備が進められています。</p> <p>●北関東圏と中部圏を結ぶ上信自動車道や、上小・諏訪間、松本・佐久間の地域高規格道路※等の整備促進に向け、関係市町村と連携を図ってきました。</p> <p>※上田地域30分(サンマル)交通圏…上小地方拠点都市地域基本計画の「上小30分(サンマル)交通圏」のコンセプトを継承し、関係市町村の中心部から最寄りのインターチェンジまでの概ね30分での接続に加え、上田駅及び当該周辺主要公共施設等へも同等の時間内でアクセスするための、総合的交通体系構想。</p> <p>※地域高規格道路…全国的な高規格道路と一体となって、高速交通体系を築き、地域相互の交流促進・連携強化を図る質の高い道路。</p>

現状と課題
<p>●全国的に高速交通基盤の一定の整備が進む中、上田地域の更なる交流促進と地域経済活性化を図るため、長野、松本、佐久、諏訪をはじめとする地域外と連絡する道路整備を推進する必要があります。</p> <p>●上田地域30分(サンマル)交通圏確立のための道路整備については、国・県・構成市町村の協力により順次進められており、道路網の完成に向けて、引き続き整備を進めていく必要があります。</p> <p>●上田地域には、様々な観光地が点在しており、来訪者の利便性や快適性をより一層高めるため、広域観光に資する道路の整備も推進していく必要があります。</p>

今後の方向
<p>広域連合は、地域住民が快適で安全に暮らせる社会の実現に向け、次の視点に立ち、幹線道路網の整備計画について、道路整備の主体となる関係市町村と連携を図りながら必要に応じて改定していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 隣接する主要な地域間の経済・産業・流通等の発展に役立てるための地域高規格道路等の整備 2 高速交通基盤を有効に活用するための地域内幹線道路の整備 3 地域内の交流活動や、地域内に点在する観光資源の活用を推進するための道路整備 4 救急搬送・防災対策等消防業務の円滑な運営遂行を図るため、慢性的交通混雑区間の解消に向けた道路整備

施策項目・内容
<p>1 「上田地域広域幹線道路網構想・計画」の推進</p> <p>広域連合は、関係市町村と連携協力し、国・県と連携調整を図りながら、「上田地域広域幹線道路網構想・計画」を必要に応じて改定します。</p> <p>なお、この構想・計画は、整備促進の目的に応じ、次の3つの項目に分けた計画とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域外との交流を促進する道路 ② 上田地域30分(サンマル)交通圏の確立のための道路 ③ 広域観光に資する道路

03 関係市町村の土地利用計画の調整に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
廃 止	土地利用に関する調整を行った過去の事例は1件しかなく、広域的な観点から県が調整を行っていることから、必要があれば調査研究事業の項目で対応することとし、広域計画の項目から削除としたい。

経 緯
<p>●本項目は、自然や社会的環境と調和した土地利用の促進を図るため、広域連合の設立(平成10年)当初から、広域計画の中に加えられきたものです。</p> <p>●快適な暮らしを営むための地域づくりは、個々のまちに合った各市町村の土地利用計画によって進められてきたものであり、関係市町村と調整を行う中で、自然や社会的な環境と調和した秩序ある土地利用が進むよう本事業を位置付けてきました。</p> <p>●土地利用計画の調整については、平成19年に、上田市からの要望を受け、調整会議を開催した経過があります。</p>

現状と課題
<p>●高速交通網・情報通信網等の整備、発達により、住民の生活圏、経済活動圏は一段と広がり、市町村の枠を超えた交流や活動が日常的に行われています。</p> <p>●これまで広域連合が土地利用計画等の策定に関する広域的な調整を行った事はほとんどありません。</p>

今後の方向
<p>以下の理由により、広域計画の項目から廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用に関する調整を行った過去の事例は、1件しかないこと。 2 広域連合は、土地利用に関して調整する権限を持たないため、関係市町村の土地利用計画等について、すべてを把握している状況にないこと。 3 土地利用に関して、広域的な観点から県が調整を行っており、広域連合が行える役割は限定されていること。

施策項目・内容
<p>広域計画の項目から削除し、必要があれば調査研究事業の項目で対応することとします。</p>

04 広域的な観光振興の調整に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	国内における観光需要の低迷傾向が続くなか、インバウンド対策や新たな観光需要の掘り起しには、広域的な観光の取り組みが効果的と考えられるため。

経 緯
●上田地域の観光スポットを各市町村単位の「点」としてではなく、広域的な「面」として捉え、上田地域を一つの観光圏とすることで、地域内における観光周遊を促すとともに、首都圏や北陸地方などにおいて、観光キャンペーン等を実施し、関係市町村が一体となった各種観光振興事業をこれまで推進してきました。

現状と課題
●国内の観光需要は、少子高齢化の進展、団体旅行の衰退、観光ニーズの多様化などの事由により、観光地利用者数、観光消費額ともに低迷傾向が続いています。その一方で、アジアを中心とした海外からの旅行者は増加する傾向にあります。
●景気の低迷や価値観の多様化などの要因により、性別・世代を問わず、旅行離れが進行していますが、単身で旅行に出かける割合は増えています。
●北陸新幹線、関越自動車道などの高速交通基盤の整備により、上田地域には首都圏をはじめとして日帰りの旅行者が増加する反面、通過型の観光エリアとなっていることから、滞在型観光への取り組みが求められています。
●北陸新幹線の金沢までの開業延伸、NHK大河ドラマ「真田丸」の放送といった上田地域への観光誘客を促す要因が重なりました。広域観光振興に向け、引き続き、地域が一体となった観光誘客への取り組みが必要とされています。

今後の方向
1 広域連合は、観光誘客のため、具体的に成果が期待できる観光振興事業の実施により、上田地域を魅力ある観光地とする取り組みを進めてまいります。
2 インバウンド対策や地域独自の観光戦略を立てるなど、観光振興に向けた調査・研究も行ってまいります。

施策項目・内容
<p>1 魅力的な観光資源の掘り起し</p> <p>関係市町村は、観光資源の掘り起しや再発見を行い、それぞれの観光地の魅力を高め、広域連合は、地域内の観光地をつなぐ着地型旅行商品の開発、モデルルートづくりなどにより、地域連携による観光周遊を促すことで、観光振興を図ります。</p>
<p>2 広域連携による観光誘客の推進</p> <p>◇ 関係市町村は、各市町村独自の観光戦略に基づいた、観光誘客イベントや観光キャンペーンを実施し、事業の実施にあたっては、広域観光の振興に向け、相互に連携・協働するように努めます。</p> <p>◇ 広域連合は、上田地域観光協議会と連携し、首都圏をはじめ北陸新幹線沿線地域などで観光キャンペーン等を実施するとともに、各種メディア等の情報媒体を活用した効果的な観光誘客を推進します。</p>
<p>3 広域観光情報の発信</p> <p>広域連合は、関係市町村をはじめ、観光関連の民間団体、企業などと連携・協働し、ホームページや観光パンフレットの内容を充実させ、上田地域の広域観光情報の発信を強化します。</p>
<p>4 観光戦略に基づく調査研究の実施</p> <p>◇ 関係市町村は、各市町村独自の観光戦略に基づき、調査・研究を行い、広域観光振興に向け、連携・協働するよう努めます。</p> <p>◇ 広域連合は、関係市町村をはじめ、観光関連の企業・民間団体などと連携・協働し、地域が一体となった観光振興に向けた調査・研究を行います。また、インバウンド対策や、効果的な観光キャンペーンの実施など、観光戦略に基づく観光振興に向け、調査・研究を行ってまいります。</p>
<p>※着地型旅行商品…旅行者を受け入れる側の地域(着地)側が、その地域でお勧めする観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態の旅行商品。</p> <p>※インバウンド…外国人が日本を訪れてくる旅行。今後、外国人旅行者が安心して快適に圏内を旅行できる環境についての検討が必要。</p>

05 調査研究事業に関すること

審議終了

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	関係市町村は共通の課題等を現在も多く抱えており、今後も新たな課題等の発生も予想される。従って、関係市町村の担当職員等で構成する各種研究委員会等で調査研究を進め、その善後策、解決策を講じることは重要であるため。

経 緯
<p>地域住民の福祉向上と個性ある地域づくりを推進するため、関係市町村が抱える広域的課題に対し、柔軟かつ迅速に対処するよう、調査研究を行い、その解決策を講じることを目的として、本事務事業を行ってまいりました。</p> <p>これまで、緊急性の高いテーマとして広域的に検討していく必要がある、地域医療、観光振興、保健福祉、ごみ処理の推進などの課題に対し、調査・研究を行い、解決策等を講じてきました。</p> <p>以下の課題について、調査研究組織を立ち上げ、調査研究を行っております。</p> <p>各種の調査研究組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域医療対策連絡会議（企画課） ◆上田地域観光戦略会議（企画課） ◆上田地域図書館情報ネットワーク連絡協議会（企画課） ◆上田地域介護保険あり方ワーキング会議（介護障がい審査課） ◆関係市町村廃棄物担当課長会議（ごみ処理広域化推進室）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ●全国的な少子・高齢化や地域の過疎化の進行に加え、長く景気の低迷が続いていることから、関係市町村の財政は依然厳しい状況にあります。多様化、広域化する住民ニーズに応えるため、広域行政への取り組みが求められています。 ●関係市町村の担当職員等で構成する各種の研究委員会において、保健福祉、広域的なごみ処理の推進、観光振興の推進、土地利用計画の調整など、緊急性の高いテーマや地域全体で取り組んでいく必要がある重要な課題について、調査研究を進めていく必要があります。 ●地域における緊急性の高いテーマとして、地域医療対策について調査研究を重ね、課題の解決のため、上小地域医療再生計画の継続事業等を立ち上げ、事業を実施しています。 ●市町村ごとに策定している第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築への取り組みが求められており、医療・介護連携や高齢者の住まいといった広域的調整が必要となっています。更に今後は、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が求められています。 ●広域的なごみ処理は、焼却処理時のダイオキシン類の発生抑制と、ごみ処理経費の削減に大きな成果があることから、全国的な方針として推進されています。広域連合としても、複数のごみ処理施設を統合・広域化する方針で調査研究を進めています。
今後の方向
<p>住民福祉の向上と個性ある地域づくりを推進するため、地域が抱える課題の解決に向けた調査研究は、今後とも必要であることから、規約に定めた事項について引き続き調査研究を進めます。</p>

施策項目・内容
<p>1 広域的な保健福祉の推進</p> <p>市町村は財政基盤の安定を図るとともに、介護予防、認知症対策、相談支援、権利擁護などの課題への対応が求められています。また、地域共生社会の実現に向けて、保健福祉行政の横断的な包括的支援が求められています。</p> <p>これらの課題を広域的に捉えることで導かれる効果的方策について調査研究を進めます。</p> <p>2 広域的なごみ処理の推進</p> <p>「ごみ処理広域化計画」で進めている広域的なごみ処理の推進にあたり、関係市町村共通の課題である、資源循環型施設（統合クリーンセンター及び統合リサイクルプラザ）や最終処分場、ごみ分別方法の統一、ごみの減量化及び資源化の施策等について調査研究を進めます。</p> <p>3 その他広域にわたる重要な課題</p> <p>広域的な保健福祉の推進及び広域的なごみ処理の推進に係る調査研究のほか、地域医療対策、観光振興、土地利用計画の調整など緊急性の高いテーマや、地域で取り組んでいく必要がある重要な課題について、必要に応じて、随時調査研究を行います。</p>

06 消防に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	より高度で迅速かつ的確な消防業務を遂行し、地域住民の安全・安心を確保するため。

経 緯
<p>●昭和23年消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足しました。</p> <p>●上田地域の消防体制の充実を図るため、昭和47年上小地域広域行政事務組合に1消防本部、3消防署(上田・丸子・東部)、7分署(川辺・東北・塩田・真田・長門・武石・川西)、2分遣所(大屋、和田)の体制で、消防の広域常備化を図りました。</p> <p>●昭和56年以降、分署、分遣所の統廃合、分署の消防署格上げなどを行いながら体制の充実を図り、現在の1消防本部8消防署の体制としました。</p> <p>●平成10年4月、地方自治法の改正に伴い上田地域広域連合に移行し、平成22年4月からは、消防職員の身分を採用元市町村から広域連合へ移管し、広域消防の一本化を図りました。</p> <p>●平成27年3月、東北信の消防本部で共同整備した消防救急デジタル無線の運用を開始し、同年5月に訓練施設を単独の総合訓練場として新設し、消防施設の整備強化を図りました。</p>
現状と課題
<p>●消防体制</p> <p>◆ 近年、大型店の出店やホテル・マンション等の大規模高層建物が建設されるなど都市構造や生活環境の急激な変化により、管内で発生する災害も複雑多様化し、加えて風水害等の多発や、大規模な自然災害の発生が懸念されることから、早急な課題対応と関係団体との連携強化を図る必要があります。</p> <p>◆ 災害に対処するため、消防救急デジタル無線の整備のほか、高機能消防指令装置の更新、消防本部庁舎の耐震化等を実施し、消防力の増強を図りましたが、引き続き消防施設の整備強化を図る必要があります。</p> <p>◆ 災害を未然に防ぎ、犠牲者を出さない予防体制を充実するとともに、災害時に迅速に対応する消防、救急及び救助体制等の整備充実を図る必要があります。</p> <p>◆ 消防車両及び資機材等の整備充実に加え、時代に即した消防施設等の整備及び消防組織体制のより一層の充実強化に努める必要があります。</p> <p>●予防体制</p> <p>◆ 全国では高齢者小規模福祉施設、個室型店舗、雑居ビル等の火災による死者が出ており、また、老朽化した危険物施設からの危険物流出事故等も増加していることから、法令の改正が重ねられ、適切な対応が求められています。</p> <p>◆ 近年複雑化する火災等の原因に対処するため、職員は高度な知識・技術を習得する必要があり、防火安全対策及び危険物流出防止対策を推進する必要があります。</p> <p>◆ 住宅火災による死者数は減少傾向にあるものの、高齢者の死者数は横ばいで推移していることから、高齢者への防火対策を踏まえた住宅防火対策を積極的に推進する必要があります。</p> <p>●警防体制</p> <p>◆ 救急体制</p> <p>急速な少子高齢化社会を迎え、救急需要は増加するとともに、住民ニーズはより高度な救急活動を求めています。出動態勢の充実強化を図るとともに、救急救命士の再教育を含めた育成を図り、救急隊員及び通信指令員のより高度な専門知識・技術の習得に努める必要があります。また、医療機関・救急専門医との連携を一層強化し、救急医療関係者の積極的な協力のもとにメディカルコントロール体制を充実強化する必要があります。</p> <p>◆ 救助体制</p> <p>近年、異常気象による自然災害が多発し、その被害は、大規模多重化、かつ広範囲にわたり、多くの犠牲者が発生しているため、国においても緊急消防援助隊の応援体制を充実させており、救助体制を充実強化する必要があります。</p>
今後の方向
<p>1 消防体制</p> <p>消防を取り巻く環境は、多発する自然災害や東日本大震災以降続く大規模災害等への出動や活動を教訓とした緊急消防援助隊応援体制及び受援体制の整備充実や予防関係法令の改正など、多方面にわたる消防業務の課題について早急な対応が望まれています。これら変化する社会情勢及び国の動向等を的確に把握し、関係市町村とも協力して、より効果的な対応とできるよう、一層の消防機能の充実と職員体制の強化を図り、広域消防体制の整備充実を努めます。</p> <p>2 消防業務</p> <p>社会環境や災害形態に的確に対応する出動体制の整備と、適切かつ効率的な消防設備、装備の整備や機動力の向上、災害現場に即応できる職員の教育訓練の充実に一層努力していくとともに、関係市町村、消防団、自主防災組織等との更なる連携を図っていきます。</p> <p>3 予防業務</p> <p>◇ 予防業務では、個室型店舗等の避難経路の確保や、防火対象物の消防用設備等の状況の公表制度などにより、防火安全に対する認識を高め、消防用設備等の適正な設置促進を図ります。</p> <p>◇ 火災による犠牲者のうち、高齢者の割合が高くなっていることを踏まえた日常的な住宅防火対策や、大規模災害の発生を想定した事業所の防災対策が必要であり、その体制整備に向けて関係機関と協力し、安全なまちづくりを推進していきます。</p> <p>4 警防業務</p> <p>◇ 救急業務は、救急出動件数の増加と年々高まる住民ニーズに応えるため、地域メディカルコントロール体制の充実強化が必要であり、指導救命士を中心とした教育体制を構築し、救急に携わる職員を対象に救急業務全体の質の向上に努めます。また、住民等への応急手当の普及啓発活動をより一層推進し、救命率の向上に努めます。</p> <p>◇ 救助業務は、緊急消防援助隊の応援要請及び多様化、困難化する救助要請に対応する出動体制の整備充実を図るとともに、あらゆる救助事象に対処できるよう隊員の知識・救助技術の習得に努めます。</p>

施策項目・内容

1 住宅及び事業所の防火・防災対策の推進

住宅防火対策の推進として、住民への広報啓発活動を充実するとともに、事業所における防火防災対策として、避難経路の確保や消防用設備等の状況の公表制度などにより、一層安全思想を啓発し、火災等の未然防止及び被害の軽減に努めます。

2 救急業務の高度化の推進

救急隊員のより高度な知識・技術の習得に努めるとともに、救急救命士を計画的に養成し、更なる救急業務の高度化を推進するため、救急隊員の行う救急処置等について医学的観点から検証などを行うメディカルコントロール体制の充実強化に努めます。

3 救助業務の充実強化

救助隊の強化と救助隊員の知識・技術の向上を図り、救助体制の充実強化に努めます。

4 消防車両及び資機材の整備充実

近年、複雑多様化する各種災害や大規模な自然災害に対応し、効果的な消防活動を確保するため、消防車両等の計画的な更新をはじめ、消防資機材の充実強化に努めます。

07 上田創造館の設置、管理及び運営に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	引き続き、上田創造館を地域住民の学習及びコミュニティ活動の拠点として運営する必要があるため。

経 緯
<p>芸術、文化、教育、スポーツ、レクリエーション活動など複合的な機能を兼ね備えた上田創造館は、「地域に開かれた広場」(リージョンプラザ)として、昭和61年に開館しました。</p> <p>平成28年2月に上田創造館管理運営ビジョンを策定し、将来的な施設のあり方を明確化し、地域住民の科学学習やコミュニケーション活動の拠点施設として利用促進を図っています。</p>

現状と課題
<p>●文化センターをはじめ、研修センター、体育館、美術館、民族資料館、プラネタリウム、天体観測室、パソコン室など、多様なニーズに対応する施設と設備を備え、各種の社会教育関係団体や文化団体等に幅広く利用され、その活動は地域に定着しています。</p> <p>●小中学校の科学学習を補完する施設として年間を通じて教育的な活用がされていますが、未就学児童や高校生・大学生等の校外学習の場や一般の学習についても利用促進を図る必要があります。</p> <p>●平成25年度より、施設の存在意義を明確に打ち出すため、ソフト事業を上田地域広域連合が直接運営を行っています。また、平成28年4月から、施設の管理運営や貸出業務における長年のノウハウを評価し、一般財団法人上田市地域振興事業団を指定管理者に指定して施設運営を行っています。</p> <p>●開館より30年以上が経過し、施設の至る所で老朽化が目立つ中、利用者の安全や利便を確保できるよう計画的な改修を行っていく必要があります。</p>

今後の方向
<p>1 科学学習の拠点施設として活用 誰もが手軽に科学に触れ、親しめる地域に開かれた科学館として、地域内企業や高校・大学等と産・学・官の連携を深め、充実した科学振興事業の展開により、近未来社会の担い手となる人材の育成を目指し、事業の展開を図ります。</p> <p>2 交流・研修施設の充実 地域住民が安心して交流やコミュニティ活動に利用できるよう、利用者の利便や安全に配慮した施設の運営に努めます。</p> <p>3 これからの施設のあり方等 上田創造館管理運営ビジョンに従い、「地域の科学館」「交流・研修施設の充実」を運営の柱とし、毎年度、実施事業の検証を行い、取り巻く周辺環境の変化に対応していきます。</p>

施策項目・内容
<p>1 『地域の科学館』としての事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 科学に関する知識習得や体験の場として、広く科学振興を図るための事業を展開します。あわせて、より質の高い事業の実施に向けて地域内の企業や学校と連携を図ります。 ◇ 従来の小中学生対象の校外学習だけでなく、高校生・大学生等まで対象を幅広く設定し、校外活動としてのプログラムや関連設備の充実を図り、さらに未就学児童を対象としたメニューについても検討し、施設の利用促進を図ります。 ◇ 地域と連携し、育成会活動などの利用促進について、情報の提供やPR活動を行います。 <p>2 地域住民の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 上田創造館が求められている役割を明確にし、複合施設の特性を生かした、特徴ある事業展開を行います。 ◇ 地域の公民館と連携し、情報発信やPR活動を積極的に行います。 ◇ 地域の生涯学習や文化活動の拠点施設として活用を図ります。 <p>3 施設の適正な管理・運営</p> <p>施設の適正な管理運営を行うため、指定管理者及び関係団体等と定期的に協議を行います。また、利用者の安全を図るため、必要な修繕、改修工事を計画的に実施します。</p> <p>4 上田創造館管理運営ビジョンの推進</p> <p>管理運営ビジョンに掲げた計画の確実な推進と毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>

08 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町において、上田地域図書館情報ネットワークシステムが確立されており、これまでと同じ枠組みでのサービスの継続が必要であるため。

経 緯
<p>●平成7年に発足した上田地域図書館情報ネットワーク(愛称「エコール」)は、現在、上田地域広域連合の関係市町村における全ての公共図書館(室)、長野大学附属図書館、上田市塩田公民館及び上田地域内の小中学校(一部除く)をネットワークで結び、図書サービスの提供を行っています。</p> <p>●エコールは、市町村合併によって上田地域広域連合の関係市町村の全てと接続することになりました。</p>

現状と課題
<p>●エコールの概要</p> <p>◆ エコールは、市町村の枠を越え、地域住民の多様な生活実態に即して、書籍等の貸出・返却・予約等のサービスを加入図書館等のどこからでも行えるシステムです。エコールの活用により図書館の利用も促進されています。</p> <p>◆ エコールの特徴は、当該館等で所蔵していない図書等を他館から回送して貸し出しを行う、予約サービスの提供にあります。サービスの利用は年々増加しており、市町村間の相互貸借による提供図書数も増加しています。</p> <p>◆ 予約を受け付けてから、貸し出しするまでに要する期間を2日間程度とし、迅速なサービスを提供しています。</p> <p>●小中学校図書館とのネットワーク化の推進</p> <p>エコールによる小中学校図書館とのネットワーク化は大きな成果であり、子どもたちの学習活動等に活用されていることから、地域内の全ての小中学校においてネットワーク化が必要です。</p> <p>●ICタグの導入</p> <p>ICタグの導入については、上田市立丸子図書館・真田図書館及び東御市立図書館において実施されているものの、他の図書館においては未整備となっています。今後、利用者のサービス向上や効率的な管理システムの構築に向け、計画的な取り組みを進めていくことが必要です。</p> <p>●インターネットによるサービスの拡大</p> <p>平成23年度にインターネットを活用した貸出予約サービスを開始し、平成26年度からは、貸出禁止以外のすべての書籍等を対象として、予約することが可能となりました。今後も、更なるサービスの拡大についての研究が必要です。</p> <p>●施設整備の推進とネットワークの活用</p> <p>図書館の施設整備に合わせてネットワーク化を図ると共に、小中学校に対する図書の相互提供の方策に関し、研究を行っていく必要があります。</p> <p>●エコールの効率的な運営</p> <p>当該システムのホストコンピュータ機器及び関連ソフトは、平成24年度に更新し、機能の向上を図りましたが、次期システム更新に合わせて、運営経費の縮減をはじめとして、今後も一層の効率的な運営を図る必要があります。</p>

今後の方向
<p>1 ネットワークの活用と整備の推進</p> <p>◇ 次期システム更新に合わせて、システムの機能向上、運営経費の縮減、及び利用者の利便性の向上が図られるよう、エコールの効率的な運営について研究を進めます。</p> <p>◇ 小中学校とのネットワークの整備・促進を行うとともに、地域の大学等との協力体制の構築や、地域の高等学校とのネットワーク化についても研究を進めます。</p> <p>◇ エコール運営が最適に行える図書館システムを研究し、利用者へのサービス向上に努めます。</p> <p>◇ インターネットを活用した各種サービスの拡大について研究を進めます。</p> <p>2 ICタグ化の推進</p> <p>関係市町村は、関係市町村の図書館整備計画に基づき、新たに整備される施設について、ネットワークの拡大を図り、ICタグ化を推進します。</p> <p>3 図書館利用増進に向けた調査研究</p> <p>図書館の利用増進に向け、広域連合及び各関係市町村のホームページを活用し、広報活動を積極的に展開するとともに、広報活動の推進について検討、研究を進めます。</p>

施策項目・内容
<p>1 ネットワークの活用と整備の促進</p> <p>図書館サービスの向上のため、次によりエコールのサービス拡大に向けた取り組みを進めます。</p> <p>広域連合は、各種の調整を、関係市町村は相互協力及び支援を行います。</p> <p>◇ 次期システム更新に伴う機能の向上、運営経費の縮減及び利用者の利便性向上の推進</p> <p>◇ 小中学校とのネットワークの整備・促進</p> <p>◇ 地域の大学・高等学校等との図書館協力体制の構築</p> <p>2 ICタグ化の推進</p> <p>関係市町村は、図書館サービス向上のための各種整備(施設・蔵書等)及びICタグ化の推進を図ります。</p> <p>3 図書館の利用増進に向けた調査研究</p> <p>◇ 広域連合と関係市町村は、広報活動の推進について検討、研究を進めます。</p> <p>◇ 広域連合と関係市町村は、インターネットによるサービスの拡大を図るための調査・研究を行います。</p>

09 上田広域の情報化に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
廃 止	<p>災害情報の提供基盤の構築、デジタル映像の共同利用については、各関係市町村においては、独自の取り組みが進められており、広域的に行うことに対して、メリットや必要性が感じられないこと。</p> <p>また、電子自治体の運用推進の研究についても、長野県自治振興組合の電子自治体推進委員会が中心となり、各市町村における電子自治体の運用推進に対する各種事業を取り行っており、広域で取り組むことについて、二重の対応となる恐れがあるため。</p>

経 緯
<p>●平成8年に「上小広域行政ネットワーク」を立ち上げ、関係市町村のホームページ開設や、メールの運用を行ってきましたが、関係市町村における情報化の基盤整備が進んだため、所期の目的を達成したとの判断から、平成17年度をもって当該ネットワークを廃止しています。</p> <p>●産業界が中心となって立ち上げ、広域連合も活動の支援を行ってきた「上田地域新映像産業推進協議会」については、新映像に関する広報・啓発や、技術向上など、人材養成の分野において大きな役割を果たしてきたことから、平成17年度で解散しています。なお、人材の育成等に関するデジタル映像のノウハウについては、上田地域の情報化の拠点施設である上田市マルチメディア情報センターに引き継がれ、関連事業を継続しています。</p> <p>●平成15年度に設置した「上田地域情報化研究会」については、福祉・教育・防災など広域的に実施している事務事業の情報化に関する研究を行い、その成果について平成19年度に報告書にまとめており、一定の成果があったものとして、その役割を終えています。</p> <p>●情報化に関する人材育成のため、関係市町村の職員を対象としたITセミナーの開催により、事務事業の迅速化・効率化や、情報処理の適正化に向けた取り組みを行ってきましたが、現在は関連事業は実施していません。</p>

現状と課題
<p>●わが国においては、ICT(情報通信技術)の利活用により、医療、教育をはじめ様々な分野において、地域の活性化に向けた取り組みが進められています。</p> <p>●当地域においては、住民基本台帳ネットワークをはじめ、関係市町村が総合行政ネットワーク(LGWAN)への接続を行うなど、電子自治体構築に向けた取り組みを行ってきましたが、当該ネットワークを活用したシステムの共同構築など、利活用対策に関する研究については、具体的な検討はなされませんでした。</p> <p>●関係市町村においては、それぞれ独自に、Jアラートシステム等の災害時における情報伝達システムの構築を進め、住民等への災害情報の共有化に取り組んでいます。広域連合では、第4次広域計画において、東日本大震災の事例を踏まえ、地域住民が安全安心な地域づくりのために防災等情報提供基盤の整備に関する研究を進めるとしましたが、具体的な検討は行われませんでした。</p> <p>●地域の子ども達を対象に、上田市との共催により、「上田地域こどもCGコンクール」などを開催し、人材育成を目的とした取り組みをこれまで行ってきました。</p>

今後の方向
<p>以下の理由により、広域計画の項目から廃止します。</p> <p>1 広域的防災等情報提供基盤の調査研究 災害情報の提供基盤の構築については、各関係市町村において、独自の取り組みが進められており、広域的に災害情報等の発信を行うことに対して、メリットや必要性が感じられないこと。</p> <p>2 地域におけるデジタル映像の共同利用の取り組み 過去においては、デジタル映像に関する地域の人材養成等に対する活動への支援により、一定の成果を上げてきましたが、時代の経過に伴い、技術的にも目新しいことではなくなり、広域的な課題として、継続的に取り組んでいく必要がないこと。</p> <p>3 電子自治体の運用推進の研究 現在、長野県自治振興組合の電子自治体推進委員会が中心となり、各市町村における電子自治体の運用推進に対する各種事業を取り行っており、広域で取り組むことについて、二重の対応となる恐れがあること。</p>

施策項目・内容

10 ふるさと基金事業に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	広域的な課題に対する事業実施の財源を確保するため。

経 緯
『上小地域ふるさと市町村圏計画』を策定し、関係市町村の出資と県の補助により、平成元年から平成2年にかけて造成された「ふるさと市町村圏基金(通常分)」の10億円と、平成6年度に指定を受けた「地方拠点都市地域」に基づく増資分の10億円をあわせて20億円の基金の運用益を活用し、関係市町村の理解と協力のもと、地域の活性化と連携強化を図ることを目的として、これまで、主に各種ソフト事業を実施してきました。 平成25年度に基金の名称を、「上田地域広域連合ふるさと市町村圏基金」から「上田地域広域連合ふるさと基金」と改める共に、地域医療体制の確立に向け、基金の原資を取り崩し、上小地域医療再生計画の継続事業や、信州上田医療センターの放射線治療装置に対する助成、佐久総合病院佐久医療センターへの施設建設費への助成などの財政支援を行っています。
現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ●長期にわたって市場の金利は低迷しており、以前のように基金を活用することで、運用益を確保することは難しい状況となっています。 ●基金を造成した当初は、高金利に支えられ積極的な事業展開が可能でしたが、運用益の減少に伴い、以前実施していた事業の継続は難しくなっています。広域的に必要な事業を厳選し、実施していく必要があります。 ●平成25年度より、地域の重要な施策である地域医療対策のため、信州上田医療センターや佐久医療センターへ助成を行っており、その際、基金の原資を取り崩し、財源としました。
今後の方向
<ol style="list-style-type: none"> 1 ふるさと基金運用益の活用 「上田地域広域連合ふるさと基金」の運用益を有効活用するため、広域的に必要なと認められる事業を実施します。 2 基金(出資金)の有効活用の検討 広域連合、関係市町村が実施する地域医療や環境問題などの広域的な事業に対して、基金の有効活用について検討します。

施策項目・内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 ふるさと基金及び運用益の活用 <ul style="list-style-type: none"> ◇ソフト事業の実施 地域の広域的な地域活性化事業 ◇基金の活用 ごみ処理対策、地域医療対策、消防などの広域的な対応が必要な課題について、県、関係市町村と協議・調整の上、基金の有効な活用を図ります。 2 基金の運用 安全を最重視した基金の運用を行うように、一層努めます。

11 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	高齢化社会に欠かせない介護保険の事務のうち、認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を共同実施します。

経 緯
平成12年4月からの介護保険制度発足に合わせ、上田地域では関係市町村が行う介護保険事務のうち、介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合の事務として共同実施することと決定しました。 平成10年5月から準備が始まり、平成11年10月に合議体による審査会を設置、審査が開始となり、現在に至っています。

現状と課題
<p>国の人口推計によると、高齢者人口(65歳以上)は2020年頃にピークを迎えます。 人口に占める高齢化率は引き続き上昇していくものと見込まれています。 申請から30日以内に審査・判定までを完結するために、調査員及び審査会の体制を確保する必要があります。 介護保険制度の周知については、ある程度の概要は住民に定着しています。</p> <p>●介護認定事務の適正化 ◆審査・判定は、公平・公正で迅速に実施するため、引き続き介護認定調査員・介護認定審査会委員の研修を実施する必要があります。 ◆総合事業実施に伴い申請件数の見通しを立てる必要があり、迅速な審査体制の構築と合わせ、適正な認定調査員数、審査会合議体数を確保する必要があります。 ●関係市町村との連携 要介護認定支援システムや認定情報等を関係市町村と共有し、更なる事務の迅速化・効率化等を図る必要があります。</p>

今後の方向
<p>1 介護認定事務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 認定調査業務については、公平・公正で正確な調査を行うため、認定調査員の資質向上を図ります。 ◇ 公正で的確な審査・判定を行うため、合議体の代表者会議や、委員研修の機会を設けます。 ◇ 認定調査については、申請件数の動向に対応するため、適正な広域連合調査員数を計画的に確保します。 ◇ 審査会については、審査件数の的確な把握により、適正な審査員数を確保します。 <p>2 関係市町村との連携 国の動向を踏まえ、介護保険制度の改正等に的確に対応できるよう情報収集を行い、引き続き関係市町村と連携を図ります。</p>

施策項目・内容
<p>1 介護認定事務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 認定調査員は月例会議を開催し、調査項目等の判断基準の統一を図ります。また、居宅介護支援事業者等の新任認定調査員研修と現任認定調査員研修を開催するとともに、県主催の認定調査員研修の参加要請等に協力します。 ◇ 介護認定審査会合議体間の審査判定に至る判定視点や認定期間など統一した審査判定が行えるよう、判定結果を公表し、合議体代表者会議を開催します。 ◇ 認定調査申請件数の動向を注視し、広域連合認定調査員の適正な人員、及び、適正な認定審査員数と合議体数を確保します。 <p>2 関係市町村との連携 国の介護保険施策の動向などを把握して、制度改正等に的確に対応することができるよう関係市町村と連携を図ります。</p>

12 介護相談員派遣事業に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	介護相談員派遣事業は、介護相談員として委嘱した者を介護保険施設等に派遣し、利用者の日常的な不平、不満又は疑問等をお聞きし、苦情に至る事態を未然に防止することを目的に実施します。 介護相談員は委嘱(任期は2年間)をされた10名が2人1組で訪問活動を行います。

経 緯
介護相談員派遣事業は、介護相談員として委嘱した者を介護保険施設等に派遣し、利用者の日常的な不平、不満又は疑問等をお聞きし、苦情に至る事態を未然に防止することを目的に平成14年度から実施しています。 介護相談員は委嘱(任期は2年間)をされた10名が2人1組で訪問活動を行っています。

現状と課題
<p>介護相談員は施設への訪問機会を捉えて、施設でのサービス改善の提案を行っています。 相談員から提出された活動報告書は、関係市町村の介護保険担当課へ毎月送付しています。 介護付有料老人ホーム等新たな形態の介護施設が増加、多様化しており、相談員の訪問機会を求める要望が多く寄せられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護相談員の定数・訪問形態 相談員の適正数、また、相談員が訪問している施設の見直し、訪問の頻度について検討する必要があります。 ●介護相談員の研修 介護相談員は、公正、中立な立場で相談を受けることができるよう、引き続き養成研修や現任研修などの受講が必要です。 ●訪問施設及び関係市町村との連携 施設の介護サービスの質的向上を図るため、また、市町村との情報を共有するため、介護相談員との連携が必要です。

今後の方向
<p>1 訪問事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者のグループホーム、地域密着型の介護老人福祉施設などに訪問を拡大し、定期訪問を実施します。また、必要のある場合は随時訪問します。 ◇ 訪問施設や訪問頻度などを見直し、相談員の適正な人員確保を図ります。 <p>2 介護相談員の研修の実施</p> <p>公正、中立な立場で相談を受けるため、介護相談員養成・現任研修を実施します。</p> <p>3 施設職員等との連携の強化</p> <p>施設職員との懇談会開催により施設のオープン化やサービスの向上等、施設の運営の改善に役立つ事例を共有し、また、関係市町村職員との懇談会開催により施設サービスの課題や改善策等の情報を共有します。</p>

施策項目・内容
<p>1 訪問事業の充実</p> <p>相談員が2人1組で地域内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設等へ定期的に訪問します。</p> <p>2 介護相談員の研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護相談員を養成し、人員体制を整備します。 ◇ 公正、中立な立場で相談を受けることができるよう、高齢者を取り巻く制度の理解や介護の現状把握等について必要な研修を実施します。 <p>3 施設職員等との連携の強化</p> <p>施設職員や関係市町村職員との連携を密にし、利用者の希望・要望を把握するとともに、サービス状況等の改善に向けて方策を探ります。</p>

13 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す、「障害支援区分」が設けられています。これを判定する障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関する事務を共同実施します。

経 緯
平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、上田地域では、関係市町村が行う障害者自立支援事務のうち障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合が共同処理することと決定し、審査判定については合議体による審査会を設置し、審査業務を行っています。平成25年4月には障害者総合支援法への改正により、障害福祉サービスの対象に難病患者等が追加され、平成26年4月からは、「障害程度区分」から「障害支援区分」に改められました。

現状と課題
<p>難病患者等の対象疾病が拡大されましたが、申請件数の大幅な増加はなく推移しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適正な審査の実施 ◆制度改正の動向などを的確に把握する必要があります。 ◆障害支援区分の認定は、公平・公正で迅速な審査・判定を要するため、引き続き障害者介護給付費等審査会委員の研修が必要です。 <p>●関係市町村との連携 審査会資料の照会や補完業務の必要性から、関係市町村と連携を図る必要があります。</p>

今後の方向
<p>1 障害者介護給付費等審査会の運営 審査会は、医療・保健・福祉・識見の各分野からの委員構成とし、適正・公平な審査が行われるよう努めます。</p> <p>2 関係市町村との連携 国の動向を踏まえ、障害福祉制度の改正等に的確に対応できるよう情報収集を行い、引き続き関係市町村と連携を図ります。</p>

施策項目・内容
<p>1 障害者介護給付費等審査会の適正な審査の実施 公平・公正な調査、審査が実施できるよう、障害者介護給付費等審査会委員の研修、並びに、市町村担当者会議や合議体代表者会議を開催します。</p> <p>2 関係市町村との連携 障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援することができるよう、国の制度改正の動向などを的確に把握し、関係市町村と連携を図ります。</p>

14 病院群輪番制病院に係る補助事業に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	安心・安全な救急医療体制を構築するため、上小医療圏内での二次医療完結を目指す必要があります。 病院群輪番制病院後方支援事業及び病院群輪番制病院等救急搬送収容事業は、救急医療体制の役割分担の明確化とともに、輪番病院の負担軽減を図るために一定の効果がみられます。

経 緯
<p>●第二次救急医療体制整備のための補助事業 県の制度導入を受け、昭和54年度から病院群輪番制病院運営事業を開始し、地域内の休日・夜間の救急体制を整備しました。平成17年度に国・県の補助は廃止されましたが、関係する市町村の負担金により補助事業は継続しています。</p> <p>●長野県上小医療圏地域医療再生計画に基づく新たな地域医療再生事業 平成22年度から25年度まで、県の地域医療再生基金を活用した補助を受け、病院群輪番制病院後方支援事業と病院群輪番制病院等救急搬送収容事業を実施しました。</p> <p>●地域医療再生事業終了後の継続事業 病院群輪番制病院後方支援事業と病院群輪番制病院等救急搬送収容事業は、地域医療再生事業終了後も継続し、平成30年度まではふるさと基金を財源に補助事業は実施することが決定しています。</p>

現状と課題
<p>上田地域の病院群輪番制病院における医師や看護師等の医療スタッフ不足問題は依然深刻であります。 救急搬送は増加傾向にある一方、信州上田医療センターの機能充実や病院間の連携により、圏域外への搬送は減少しており、必要とされる医療提供体制の整備が進んでいます。</p> <p>●上小医療圏救急医療体制の維持 安心・安全な救急医療体制を構築するため、上小医療圏内での二次医療完結を目指す必要があります。</p> <p>●輪番制後方支援事業等の継続協議 ◆病院群輪番制病院後方支援事業及び病院群輪番制病院等救急搬送収容事業は、救急医療体制の役割分担の明確化とともに、輪番病院の負担軽減を図るために一定の効果がみられます。 ◆平成31年度以降の事業継続については、財源を含め関係機関と協議する必要があります。</p>

今後の方向
<p>1 上小医療圏救急医療体制の維持 安心・安全な救急医療体制を構築するため、上小医療圏内での二次医療完結を目指し、事業を継続します。</p> <p>2 輪番制後方支援事業等の継続協議 救急医療体制の役割分担の明確化と病院群輪番制病院の負担軽減を図るため、病院群輪番制病院後方支援事業及び病院群輪番制病院等救急搬送収容事業の継続について、財源を含め関係機関と協議します。</p> <p>3 適正な二次救急医療利用の周知 関係市町村と連携して、適正な第二次救急医療利用のための住民周知に取り組みます。</p>

施策項目・内容
上田地域広域連合緊急医療体制整備事業補助金交付要綱に基づいた、適正な補助金の交付を行います。

15 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	地域住民の生活に必要な施設であるため。

経 緯
<p>●昭和34年に上田市のし尿処理場として設置され、全面更新された現施設は、平成9年12月から稼働しています。運営主体は、上田市で始まり、上田・小県し尿処理場組合、上小衛生施設組合、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、平成10年4月から上田地域広域連合となりました。</p> <p>●下水道普及率の向上によりし尿等の処理量が大幅に減少した上に、機械設備の耐用年数が経過していることから、将来のし尿処理のあり方について検討をしました。その結果、清浄園を廃止し、その跡地を資源循環型施設の建設候補地とする提案に至り、今後のし尿等の処理については、各市町村の責任で行うことを決定しました。</p>
現状と課題
<p>●処理量の減少</p> <p>◆平成29年度からは、上田市、長和町及び青木村のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥などを処理しています。</p> <p>◆施設の処理能力は、1日当たり280キロリットルですが、平成28年度の処理量は1日平均93.7キロリットルと処理能力の3分の1程度まで減少しています。</p> <p>●新たな処理施設</p> <p>し尿等を各市町村の責任で処理する方針に基づき、東御市では、平成29年度から川西保健衛生施設組合の衛生センターにおいて処理することとなり、長和町・青木村では、平成30年度から長門水処理センターの敷地内に建設する長和町汚泥再生処理センターで共同処理することとなりました。なお、上田市では、し尿前処理下水道投入施設を下水処理場の敷地内に建設することで調整を進めています。</p> <p>●廃止までの維持管理</p> <p>◆処理量が減少している一方で、老朽化により維持・修繕費は増加傾向にあります。今後も適正処理のための維持・修繕を継続していく必要があります。</p> <p>◆汚泥焼却灰から作る肥料(サラ・さらさ)については、福島第一原子力発電所の事故の影響により配布を中止していましたが、放射性物質濃度が安全なレベルまで低下したため、平成28年9月から配布を再開しました。</p>
今後の方向
<p>1 安全・安心な施設維持と効率的な施設運営</p> <p>各市町村でのし尿等処理の進捗状況を見据えた上で、法に基づいた安全・安心な施設維持に努めるとともに、処理コストを意識した効率的な運転管理に努めます。</p> <p>2 清浄園の廃止</p> <p>全ての市町村の新たな処理施設での受入れが開始された後、清浄園を廃止し、「し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」については、広域連合の処理する事務から削除します。</p>

施策項目・内容
<p>1 施設の維持管理と運転管理</p> <p>廃止時期を見据えた上で、計画的な点検・修繕の実施により適切な維持管理を行うとともに、減少していく処理量に対応した効率的な運転管理に努めます。</p> <p>2 施設の安全管理</p> <p>施設から排出される放流水や大気汚染物質の検査を定期的に行い、安全・安心な施設を維持します。</p> <p>3 汚泥焼却灰の資源化</p> <p>「サラ・さらさ」については、放射性物質濃度を監視しながら、配布量や配布方法の見直しを検討し、焼却灰の資源化量を増やすとともに経費節減を図ります。</p> <p>4 周辺地域への情報提供と信頼関係の構築</p> <p>◇ 施設の運営管理の状況に関しては、周辺地域代表者で構成される「公害防止連絡員会議」などを通じて報告し、地域の理解と協力を得られるよう、誠意を持って対応します。</p> <p>◇ 地元住民への情報提供を積極的に行い、施設への信頼や理解が深まるよう努めます。</p> <p>5 清浄園の廃止</p> <p>◇ 廃止に向けた事務手続き等は、関係市町村と協議・協力し、必要に応じて速やかに行います。</p> <p>◇ 廃止後の解体撤去費については、広域処理を長年継続してきたことから、関係市町村が応分の負担をすることとします。</p>

16 ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

一部修正

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	平成28年2月に改訂した「第3次ごみ処理広域化計画」に基づき、環境に配慮した資源循環型施設等の施設整備を進めるため。

経 緯
<p>●循環型社会の構築を目的とし、ごみ処理の広域化に向けての基本的な考え方を示した「ごみ処理広域化計画」(平成11年3月策定、平成21年11月改訂)については、平成28年2月、「第3次ごみ処理広域化計画」(以下第3次計画という)として改訂しました。</p> <p>●第3次計画では、新たに平成32年度の可燃ごみ減量化目標値を定め、統合クリーンセンターの焼却処理能力を144トン/日に縮小するなど、より環境に配慮したコンパクトな施設整備を目指すこととしています。</p> <p>●既存施設を統合・広域化する資源循環型施設の整備により、焼却時に発生するダイオキシン類などの有害物質の軽減、ごみ処理経費の大幅な削減、焼却熱エネルギーの有効活用、資源化率の向上などを図ります。</p> <p>※可燃ごみ減量化目標…家庭系可燃ごみの減量化見込値と事業系可燃ごみの減量化目標値を基に、各市町村の目標値を合計したもの。</p>
現状と課題
<p>●ごみの減量化・再資源化</p> <p>◆第3次計画では、減量化・再資源化をより一層推進するために、関係市町村ごとに平成32年度の可燃ごみ減量化目標値を設定しました。上田地域(上田市、東御市、青木村、長和町)の合計では、平成26年度比4,442トン(10.7%)減の36,933トン/年を目標値として設定しています。</p> <p>◆生ごみ堆肥化等の取り組みについては、東御市、長和町では堆肥化施設が運営されているほか、上田市と青木村では生ごみ減量化機器購入費補助金制度の充実強化を図っています。</p> <p>◆広域連合では、定期広報による住民意識の啓発と、各クリーンセンターにおける内容物点検等を実施しています。</p> <p>●資源循環型施設</p> <p>◆資源循環型施設の整備については、平成24年6月、清浄園用地を建設候補地とし、2つの応募地を含めた一体的土地利用計画とする提案をしています。この提案について地元住民の御理解を得るため、懇談会や意見交換会などを実施していますが、合意形成に向けては、更なる話し合いが必要になっています。</p> <p>◆統合クリーンセンター</p> <p>上田地域の可燃ごみについては、上田・丸子・東部の3クリーンセンターで焼却処理を行っていますが、3施設とも老朽化が進み、安全・安心な施設運営を続けるための維持管理費が年々増加傾向にあります。このため、早期の統合クリーンセンター整備が必要になっています。</p> <p>◆統合リサイクルプラザ</p> <p>上田地域の不燃ごみについては、民間委託により処理を行っているほか、上田市不燃物処理資源化施設と東御市不燃物処理施設で中間処理を行っています。民間企業にできるだけ処理を任せる中で、老朽化している2施設の早期の統合、整備が必要になっていますが、<u>清浄園周辺の地元住民から統合リサイクルプラザは統合クリーンセンターに併設せず、他の地域に建設するよう要望されていることから、統合リサイクルプラザの整備手法を検討する必要があります。</u></p> <p>●最終処分場</p> <p>現在、上田地域内で市町村が運営管理している最終処分場においては、プラスチック類の資源化や焼却灰の資源化委託処理などにより、埋立量を減量化し、延命化している状況です。しかし、恒久的に民間処理ができる保証がないため、資源循環型施設の整備に伴い、広域連合として最終処分場の整備が必要になっています。</p>
今後の方向
<p>1 循環型社会の構築</p> <p>第3次計画に基づき、3Rの推進やごみの減量化・再資源化など、環境負荷の少ない広域的な循環型社会の構築に向け、更なる取り組みの強化を図ります。</p> <p>2 広域的なごみ処理の推進</p> <p>◇地元自治会等との合意形成</p> <p>早期の施設整備に向け、地元自治会等と施設建設についての合意形成を図ります。</p> <p>◇資源循環型施設整備の基本方針</p> <p>① 環境への負荷を低減し、安全で安定した環境にやさしい施設</p> <p>② 発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設</p> <p>③ 周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設</p> <p>④ 施設建設地の基盤整備と地域振興を図り、快適な生活環境を創造する</p> <p>⑤ 災害時の廃棄物処理を迅速に行うとともに、防災拠点としての機能を持つ施設</p> <p>◇最終処分場の基本方針</p> <p>最終処分先の恒久的な確保のため、自区内処理を基本とし、広域連合が最終処分場の整備を行います。建設場所は、資源循環型施設の建設地以外の市町村が受け持つことを基本とします。</p> <p>※3R…リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)。第3次ごみ処理広域化計画ではリサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース、リユースの取り組み強化が政策の柱。</p>

※下線部は、追加となった事項

施策項目・内容

1 ごみの減量化・再資源化

- ◇ 第3次計画の可燃ごみ減量化目標値の達成に努めます。
- ◇ 関係市町村と連携し、廃棄物の発生抑制・再利用の促進・資源化の促進、生ごみの堆肥化の推進、ごみの分別の更なる徹底等を推進します。
- ◇ ごみの分別方法の統一を図り、資源化を推進します。
- ◇ 可燃ごみの減量化・再資源化を積極的に推進することにより、統合クリーンセンターを環境に配慮したコンパクトな施設とします。

2 地元との合意形成

- ◇ 地元住民に施設建設に関する御理解を深めていただくため、意見交換会・説明会・協議会など話し合いを積み重ねていきます。
- ◇ 地元住民に施設建設の判断材料を提供するために、環境影響評価などの調査を実施するとともに、施設整備計画を策定します。
- ◇ 施設整備に関連して、周辺地域の環境整備や振興策等を実施します。
- ◇ 地元自治会等と公害防止協定などの協定を締結するほか、公害防止連絡員会議など定期的な運営管理体制を検討します。

3 統合クリーンセンター

- ◇ 最新鋭の技術を導入し、安全・安心な施設とします。
- ◇ 排ガス中のダイオキシン類など有害物質に対して、自主規制値を設定するなど、排出抑制に最大限努めます。
- ◇ 焼却処理による熱エネルギーを発電等により回収し、有効利用を図ります。
- ◇ 災害時には、災害廃棄物の迅速な焼却処理を行うとともに、停電時の電力供給など防災拠点としての機能を持たせることを検討します。
- ◇ 施設整備等に係る多額の事業費負担を軽減するために、循環型社会形成推進交付金をはじめとした財源の確保に努めます。

4 統合リサイクルプラザ

- ◇ 統合リサイクルプラザは、統合クリーンセンターに併設せず、統合ではなく分散化に向けた具体的な検討・調整を進めます。
- ◇ 資源化を推進し、焼却施設への負荷を軽減させます。
- ◇ 民間活力を活用します。
- ◇ プラザ機能は統合クリーンセンターで対応する方向で検討します。(中古品・不用品の再生・保管・展示・交換スペース、子どもたちの体験学習スペース、環境関係団体等の活動拠点など)

5 最終処分場

- ◇ 建設場所について、資源循環型施設の建設地以外の市町村としていることから、資源循環型施設の建設地が決定した後、候補地選定に着手します。
- ◇ 資源循環型施設稼働時まで最終処分場を整備できない場合は、資源化率の向上を図るため、民間委託による処理を行います。
- ◇ 廃棄物処理をトータルで捉え、長期間の民間委託を活用する事例も多いことから、廃棄物処理の効率性と確実性に配慮していきます。

※下線部は、変更となった事項

17 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	地域住民の生活に必要な施設であるため。

経 緯
<p>広域連合は、平成10年4月から、上田クリーンセンター、丸子クリーンセンター及び東部クリーンセンターの3施設を管理運営しています。</p> <p>●上田クリーンセンター 昭和41年に上田市、塩田町、川西村のごみ焼却施設として設置され、全面更新された現施設は、昭和61年4月から稼働しています。運営主体は、上田市外2カ町村じんかい焼却場組合で始まり、上田市真田町じんかい焼却場組合、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、上田地域広域連合となりました。</p> <p>●丸子クリーンセンター 昭和43年に丸子町のごみ焼却施設として設置され、全面更新された現施設は、平成4年4月から稼働しています。運営主体は、丸子町を経て、上田地域広域連合となりました。</p> <p>●東部クリーンセンター 昭和43年に東部町のごみ焼却施設として設置され、全面更新された現施設は、平成5年9月から稼働しています。運営主体は、東部町を経て、上田地域広域連合となりました。</p>
現状と課題
<p>●現クリーンセンターの延命化と資源循環型施設の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本計画に3施設はいずれも築30年を超えることになり、維持・延命化は大きな課題となっています。 ◆施設の維持・修繕費は増加傾向にありますが、老朽化に伴い、今後も引き続き相応の経費がかかることが想定されます。 ◆3施設に替わる統合クリーンセンターについては、統合リサイクルプラザと合わせた資源循環型施設として、早期建設に向け取り組んでいます。 ◆資源循環型施設の稼働までには、調査、合意形成、建設等が必要な状況であり、それまでの間は、現施設を安全・安心な状態で維持していく必要があります。 <p>●ごみの減量化・再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量については、平成13年度の51,928トン/年をピークに減少傾向にあり、平成27年度は40,872トン/年と21.3%の減量となっています。 ◆ごみの減量により、クリーンセンターの焼却設備にかかる負担は軽減されていますが、平成32年度の可燃ごみ減量化目標値36,933トン/年の達成に向け、更なる取り組みが必要です。
今後の方向
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の延命化 資源循環型施設が稼働するまで、現在の施設の延命化を図ります。 2 安全・安心な施設運営 計画的な維持・修繕を実施していくとともに、有害物質の発生を極力抑制する適切な運転管理により、安全・安心な施設運営に努めます。 3 ごみの減量化・再資源化の推進と分別の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係市町村と連携し、圏域住民の御協力をいただきながら、更なるごみの減量化・再資源化を推進し、焼却量の低減を図ります。 ◇ ごみの分別を徹底することにより、安定的で適正な焼却処理を確保します。

施策項目・内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理と延命化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 資源循環型施設の稼働時期を見据えた上で、精密機能検査の結果に基づく計画的で適切な維持管理を行い、効率的に施設の延命化を図ります。 ◇ 保守・点検を充実し、設備の故障を未然に防ぎます。 ◇ 川西保健衛生施設組合清掃センターの廃止に伴い、東部クリーンセンターに搬入される予定の東御市北御牧地区の可燃ごみの受入れ態勢を整えます。 2 施設の安全管理と運転管理 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 排ガス中に含まれるダイオキシン類等の有害物質の検査を定期的に行い、安全・安心な施設を維持します。 ◇ 焼却温度の遵守など、日常の運転管理に最善の注意を払い、有害物質の発生抑制に努めます。 3 焼却灰の資源化 施設から排出される焼却灰については、放射性物質濃度を監視しながら資源化を推進します。 4 周辺地域への情報提供と信頼関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設の運営管理に際しては、周辺自治会等住民の理解と協力を得られるよう、誠意を持って対応します。 ◇ 地元住民への情報提供を積極的に行い、施設への信頼や理解が深まるよう努めます。

施策項目・内容

5 焼却手数料の検討

消費税率の改定時に合わせ、ごみ処理経費を踏まえた上で、焼却手数料の見直しを検討します。

6 ごみの減量化・再資源化と分別の徹底

- ◇ 関係市町村と連携しながらごみ減量化・再資源化施策を推進し、可燃ごみ減量化目標値の達成に努めます。
- ◇ 焼却量を低減することにより、周辺地域の環境負荷を軽減するとともに、老朽化が進んでいる焼却設備の負担を軽減します。
- ◇ 積極的な広報・啓発により、可燃ごみへの不燃物や資源物の混入を排除し、安定的な焼却処理の確保と資源化率の向上を図ります。
- ◇ クリーンセンターに直接搬入される事業系可燃ごみの内容物点検を実施することにより、適正なごみ搬入の指導及び減量化に取り組めます。

18 斎場の設置、管理及び運営に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	斎場の適切な管理運営を行うため。

経 緯
<p>広域連合は、平成10年4月から、大星斎場及び依田窪斎場の2施設を管理運営しています。</p> <p>●大星斎場 昭和45年に上田市、東部町、真田町、川西村及び青木村の斎場として設置され、昭和47年の施設更新の後、必要に応じた改修工事を重ね、現在に至っています。運営主体は、大星斎場組合で始まり、上田地域保健環境施設組合、上田地域広域行政事務組合を経て、上田地域広域連合となりました。</p> <p>●依田窪斎場 昭和40年に丸子町、長門町、武石村及び和田村の斎場として設置され、平成8年の全面更新を経て現在に至っています。運営主体は、依田窪火葬場組合で始まり、依田窪広域行政事務組合を経て、上田地域広域連合となりました。</p>
現状と課題
<p>●火葬件数 火葬件数についての現状は、高齢者人口の増加などにより増加傾向にありますが、中長期的には、人口減少に伴い減少していくことが見込まれます。</p> <p>●指定管理者制度 依田窪斎場は平成22年度から、大星斎場は平成25年度から指定管理者制度を導入し、施設運営の方式として定着しています。今後も、良質な利用者サービスを維持しながら、状況の変化に対応していく必要があります。</p> <p>●両施設のサービス等 両施設は、建設の時期や経緯などが異なるため、市町村負担金の負担割合、施設の質、施設利用料などの相違や、施設を利用できる区域の制限があります。将来的には、同じ広域連合の施設であることから、サービス水準をそろえ、利用者ニーズに応えていく必要があります。</p>
今後の方向
<p>1 良質なサービスの提供</p> <p>◇ 斎場は、人生の終焉の場であることを踏まえ、葬送行為が厳粛に行われるよう、利用者本位の良質なサービスの提供に努めます。</p> <p>◇ 今後の施設のあり方を含め斎場利用区域枠の撤廃を視野に入れた区域分けの見直しを検討し、利用者の利便性向上を図ります。</p> <p>【参考】現在の利用区域分け 大星斎場：上田市（上田地域・真田地域）、東御市、青木村 依田窪斎場：上田市（丸子地域・武石地域）、長和町</p> <p>2 計画的で効率的な施設運営</p> <p>◇ 計画的で効率的な修繕を実施することにより、良好な施設環境の維持に努めます。</p> <p>◇ 両施設で異なる施設利用料を見直し、施設運営の財源確保にも配慮していきます。</p>

施策項目・内容
<p>1 指定管理者制度の活用 指定管理者制度を有効に活用し、成熟させることにより、利用者本位の良質なサービスの提供と管理運営経費の節減を両立していきます。</p> <p>2 利用区域分けの見直し 各施設の利用者ニーズと利用状況を把握した上で、斎場利用区域枠の撤廃を視野に入れた区域分けの見直しを検討します。</p> <p>3 施設の維持管理と安全管理</p> <p>◇ 定期的な点検に基づいた計画的で効率的な修繕を実施することにより、良好な施設環境を維持し、施設利用者の満足度を確保します。</p> <p>◇ ダイオキシン類測定調査を定期的実施し、安全管理に努めます。</p> <p>4 施設利用料の見直し 今後の施設のあり方も含め、両斎場の利用料の統一も視野に入れた見直しを検討します。</p>

19 広域計画の期間及び改定に関すること

次期計画事業 項目の方向	理 由
継 続	第1次計画から継続している5年間の計画期間とする。

経 緯
(1) 初期計画: 平成10年4月1日から平成15年3月31日まで (2) 第2次計画: 平成15年4月1日から平成20年3月31日まで (3) 第3次計画: 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで (4) 第4次計画: 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで (5) 第5次計画: 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

現状と課題

今後の方向
この広域計画の期間は、原則として、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、5年間を単位として、期間満了前に見直しを行います。 ただし、事務事業の追加等によって変更の必要が生じた場合及び広域連合長が必要と認めた場合は、広域連合議会の議決を経て、随時改定します。

施策項目・内容